

令和4年(2022年)2月16日

放課後等デイサービス事業所 管理者様

横須賀市民生局福祉部障害福祉課長

新型コロナウイルス感染拡大における放課後等デイサービス事業所の対応について(通知)

本市の児童福祉施策の推進につきまして、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

現在、神奈川県内で「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」が適用され、感染拡大防止の観点から様々な形態の登校が行われています。

事業所においても状況に応じたサービス提供をお願いしているところですが、お問い合わせの多い事項について、下記のとおりまとめましたので、ご確認よろしくお願いたします。

1. 学校休業日単価の請求について

(問) 令和3年9月サービス提供分から、分散登校等により通常どおりの授業が行われない日の利用について、通常の授業の終了後の利用時間より前からサービスを提供した場合に、学校休業日単価での算定が可能ですが、以下の場合には学校休業日単価と平日単価どちらでの算定となりますか。

①学校が短縮授業等を実施している日に、新型コロナを理由として児童が自主的に学校を休み、通常の授業の終了後の利用時間より前からサービスを提供した場合→**学校休業日単価**

※ただし、新型コロナを理由として自主的に学校を休んでいる児童について、授業が行われている時間に放課後等デイサービスを利用することは想定していません。

②学校の終業時間が数十分程度前倒しとなるようなわずかな時間変更の場合に、通常の授業の終了後の利用時間より前からサービスを提供した場合→**学校休業日単価**

※「通常より何分前に終業したら短縮授業と判断する」というような決まりはありません。

2. 代替サービスの提供について

(問) 居宅への訪問や電話等で児童の健康相談や相談支援等の可能な範囲での支援の提供を行った場合について、通常提供しているサービスを提供しているものとして報酬算定することが認められている代替サービスは、以下の場合に提供することができますか。

①新型コロナを理由として児童が自主的に学校を休み、放課後等デイサービスを利用する予定の日に新型コロナを理由として自主的に通所を自粛した場合→**提供可**

②事業所の休業や児童が陽性又は濃厚接触者となり、事業所に通所できない場合→**提供可**

### 3. その他

- ・休業日単価の特例的取扱いや代替サービスの提供をする場合は、保護者の同意を得たうえで報酬算定してください。
- ・今回お示しした例の他にも、様々な利用の形態があると承知しておりますので、ご不明な点は下記までお問い合わせください。
- ・今後、新型コロナウイルス感染症の状況によって、取扱いが変更となる可能性があることにご留意ください。

#### 問い合わせ先

横須賀市役所障害福祉課給付係

電話 046-822-9488

FAX 046-825-6040